〇総務省告示第百四十六号

総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号) 第四条第一項第五十九号の規定に基づき、 時刻認証業

務の認定に関する規程を次のように定める。

令和三年四月一日

総務大臣 武田 良太

時刻認証業務の認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、 確実かつ安定的にタイムスタンプを発行する時刻認証業務を総務大臣が認定し

て奨励することにより、情報の信頼性を担保しながらその電磁的流通を振興することを目的とする。

(定義)

第二条 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処 この規程において「タイムスタンプ」とは、電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他人

理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録された情報(以下「電子データ」という。)に付 与される時刻情報等の総体であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

当該電子データがある時刻に存在していたことを示すためのものであること。

当該電子データについて改変が行われていないかどうか確認することができるものであること。

2 この規程 において「時刻認証業務」 とは、 電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役

務を提供する業務をいう。

(認定)

第三条 総務大臣は、 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる時刻認証業務を、 認

定時刻認 証業務 (以 下 「認定業務」という。)として認定することができる。

(タイムスタンプを生成する際、信頼できる認証事業者から発行を受けた電

デジタル署名方式

子証明書に基づく、当該時刻認証業務に専用の利用者署名符号を用いて時刻情報等にデジタル署

名を施すことによってタイ ムスタンプの信頼性を確保する方式) を用いるものとすること。

(NICT)) を時刻源とし、 日本標準時通報機関である国立研究開発法人情報通信研究機構が生成する協定世界時 当該時刻源との時刻差が一秒以内となるよう、 時刻の品質を管理及 Û T C

び証明する措置を講じること。

三 する手段を有するタイムスタンプを、 暗号技術や装置等を用いて堅実に生成すること。 認定業務であるかどうかを一意に特定できる情報を含み、自らが改ざんされた際にこれを検 当該タイムスタンプが有効である間十分な安全性を有する

五. 兀 当該時 当該. 時 刻認証業務に係る設備を含む建築物に、 刻認証業務に係る電気通信システムに、十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。 震災、風水害、 落雷、火災その他これらに類す

ること。 る災害の被害を容易に受けないようにするための措置を講ずるとともに、 十分な防犯対策を講ず

六 者 タンプが付与された電子データを有し、 に関する検証を適切に行うに当たり必要な情報を提供すること。 認定業務を利用して自らタイムスタンプを付与する者(以下「利用者」という。)及びタイムス (以 下 「検証者」という。)に対し、電子データ及びそれに付されたタイムスタンプの改ざん等 かつ当該タイムスタンプの改ざん等に関する検証 を行う

七 当該 時 刻認証業務を継続的に安定して遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の能

八 当該· 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、 時刻認証業務を行う者が、次のいずれにも該当しない者であること。

イ

力を有すること。

又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

口 第九条第一項の規定により認定を取り消され、 その取消しの日から一年を経過しない

法人であって、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるも

九 利用 者及び 検証者に、 必要に応じて当該時刻認 証 業務に関連する情報を提供すること。

+ 他 確 :実かつ安定的にタイムスタンプを発行するために必要な措置を講ずること。

2 前項のは 規定による認定(以下単に「認定」という。)は、認定を受けようとする者の、認定及び次

項 \mathcal{O} 調 査 等 Ö) 申 . 請 により行う。 なお、 申請時には第六条に規定する規程を総務大臣に提出 . L なけ れ

ばならない。

3 調 査 一等に相当すると認めた他 査等を行うものとする。 総 務大臣 は、 認定のための審査に当たっては、 ただし、 0 認定又は 調査等 認 証 *う* を t 部 って当該 申請に係る業務の実施に係る体制 に つい ては、 調 査等に代えることができるもの 総務大臣 に おい てその につい 内 . 容 が て実地 とする。 *当該 調 \mathcal{O}

4 総 務大臣は、 認定をしたときは、 その旨を速やかに公示する。

5 認定を受けた者 (以下「認定事業者」という。) は、 認定業務について、 認定業務であることが分

かりやすい表示を行わなければならない。

6 認定業務であると誤解を招くおそれのある紛らわ 認定事業者は、 自らが営む認定業務以外の時刻認証業務について、 L 7 表示を行ってはならない。 認定業務である旨 0 表示又は

(認定の更新)

第四 条 認定は、 二年ごとにその更新を受けなければ、 その期間 の経過によって、 その効力を失う。

2 前 条第 項から第四 項までの規定は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定 0 更新に準 用する。

3 諾 否について決定するまでの間、 B む を得 な ٧Ì 理 由 が あ る場合 総務大臣 前項 に お は、 1 て準用 当該申請に係る認定の効力を、 す る前 条第 二項 \mathcal{O} 規 定に ょ その る申 認定の有効期間 請 を受け、 その

 \mathcal{O}

満了後も存続させることができる。

4 満 了後も 総務 大臣 効力を存続させることとした認定業務が生じたときは、 は、 第 項 \mathcal{O} 規定により効力を失った認定業務又は前 項 その旨を速やかに公示す $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により認定 0 有効期間 \mathcal{O}

(変更の認定等)

第五条 認定 事業者は、 認定業務 の変更 (軽微な変更を除く。) をしようとするときは、 あらかじめ、

総務大臣の認定を受けなければならない。

2 第三条第一項から第四項まで の規定は、 前項の変更の認定に準用する。

3 検証者を保護するために十分な内容を含む終了計画又は再開計 プの改ざん等に関 認定事業者は、 認定業務を休 する検証 を適 止 切に行うに当たり必要な情報 又は廃止しようとするときは、 \mathcal{O} 画と併せて総務大臣に届 継 あらかじめその旨を、 続的 な提供 その 他 \mathcal{O} タ け 利 出 1 用 「なけれ 者及 ムスタ

4 総 務 大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規定による届出 が あっ たときは、 その旨を速やかに公示する。

ば

ならな

5 第 項及び第三項 の場合にお *(*) て、 認定事業者は、 利用者及び検証者 へ速やかに通 知又は連絡

るよう努めなければならない。

(運用規程)

第六条 及び第十号を満たす内容及び運用並びに免責事項に関する規程を定め、 認定 事 業者は、 自らが営む認定業務について、 第三条第一項第一 公表しなければならない。 号から第七号まで、 第九号

これを変更しようとするときも、同様とする。

(個人情報等の取扱い)

第七条 認定事業者は、 認定業務の運用に際して知り得た個人情報をはじめとする重要な情報につい

て、適正な取扱いの確保のための措置をとらなければならない。

(実施状況の報告等)

第八条 認定事業者は、 認定業務の運用の適正性について、毎年、 自ら(認定業務に直接従事する者

を除く。)監査を行い、 又は第三者による監査を受け、 当該監査の結果を総務大臣に報告しなければ

ならない。

2 総務大臣は、 認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、 認定事業者に対し、 実

地の調査等を行うことができる。

3 総務大臣 は、 前項の 調査等の結果に基づき、 認定制度の適正な運営のために必要があると認める

ときは、 認定事業者に対し、 改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

4 総務大臣 は、 前項の規定による指導を行ったときは、その旨を遅滞なく公表する。

(認定の取消し)

第九条 総務大臣は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 認定を取り消すことができる。

第三条第一項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

- 第五 条第一 項又は第三項 \mathcal{O} 規定に違反したとき。
- 三 不正 \mathcal{O} 手段に より認定若しくはその更新 又は変更の認定を受けたとき。
- 2 総務大臣 は、 前項の規定により認定を取り消したときは、 その旨を速やかに公示する。

(承継)

第 十条 人は、 併 は、 法 後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継 同 合併若しくは分割 後存 意に 人が その事 その認定事 ょ 認定 第三条第 続する法 り事 業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員 事業者がその認定に係る業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定事業者につい 業 を承継すべき相 人若しくは 一項第八号のいずれかに該当するときは、 業者の (その認定に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。) があったとき 地位を承継する。 合併 に 続人を選定したときは、 より設立 ただし、その事業の全部を譲り受けた者又は した法人若しくは分割によりその事 その者。 この限りでない。 以下この条に 業 おい の全部を承 て同 じ。)、 相 続 て 相 した法 継 人、合 合併 た

2 ならな 前項 0 規 定により認定事業者 \mathcal{O} 地位を承継した者は、その旨を総務大臣に遅滞なく報告しなけれ

3 総務大臣 は、 前項の規定による報告を受けたときは、 その旨を遅滞なく公示する。

報告義 務 ば

第十一 なければならな た場合は 条 認定事 速や 業者 か 12 総務 は、 大臣 認定業 務 その旨を通知するとともに、 \mathcal{O} 確実性又は安定性を損なうおそれがある事 必要な対処を行 Ι, 態が そ .. 発 \mathcal{O} 経過 生 一又は を報告 発覚し

2 ば 前項のに 場合にお (1 て、 認定事業者は、 速やかに利用者及び検証者への通知又は連絡に努め なけ れ

3 総務大臣 は、 第 項の場合において、 必要に応じ、 速やかに次条第一 項の指定調査機関に情 報 を

共有する。

な

らな

(指定調 查 機関 による調 査等)

第十二条 単に う。) 一項及び第五条第二項において準用する場合を含む。)及び第八条第二項 調 の全部又は一部を行わせることができる。 査等」という。) 総務大臣は、 その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に第三条第三項 並びに第八条第一 項の規定による監査報告の確認 の規定による調 (以下単に 確 査等 (第四条第 認 (以 下 とい

2 当 調 該 査 総務大臣は、前項の規定により指定調査機関に調 機 調 査 等 が 第七 文は 項 確 \mathcal{O} 認 \mathcal{O} 規定により 全部 又は 通知する調 部を行わ ない 査等の結果を考慮して認定若しくはその更新又は変更の ものとする。 査等又は 確認の全部又は一部を行わせるときは この場 一合に、 お 7 て、 総務大臣は 指定

認定のため

の審査を行う。

- 3 り、 らず、 は 総 第三条第二項、 認定若 務 指定 大臣 調査 が しくはその 第 機 関 項の に 第四条第二項及び第五条第二 更新 申 規定により指定調 .請し、 又は なけ 変更の ればならない。 認定を受け 査 機 関に調 なお、 項におい ようとする者 査等の その際 全部 て準用する第三条第二項 又は一 は は 申請 指定 部を行 の写し 調 査 機関 わせることとしたとき しを総務-が行う調 \mathcal{O} 大臣 規定に に 杳 か 等に 提 出 か わ 限
- 4 監 果 (T) 査の結 総 写 務大臣 を 果 指定調 \mathcal{O} が · 第 一 報告を行う認定事 査 項の規定により指定調査機関に確認の全部又は一部を行わせることとしたときは 機 関 に 提 出 しなけ 業者は、 ń ば 指定 ならな 調調 査 機 関 が 確認する る監査の の結果に 限り、 当該 監 査 一の結

なけれ

ば

な

らな

- 5 機関が定め に よる調 たときは 総務大臣が 査 等の る手数料を指定調 · 第 一 認定若 対象となる者又 項の しくはその更新若 規定により指定調査機関に調査等又は確認の全部又は 査 八は監 機関に納 査 しくは変更の認定を受けようとする者、 \mathcal{O} 治結果 めなければならない。 \mathcal{O} 報告を行う者は、 総務大臣 0 確認を受け 部を行わせることと 第八条第二 7 指 項 定 \mathcal{O} 規 調 定 査
- 6 る 確認 指定調 を 行 査 機関 0 たときは、 は、 第三 一項の申请 当 該 調 査 請若しく 等 又は 確 は第八条第二項の規定 認に関 する帳 簿書類を作成し、 に係る調査等又は第四 これを保存 項 な \mathcal{O} け 提 出 れ ば に 係 な
- 7 指定調· 査 機関は、 第三 項の申請若しくは第八条第二項の規定に係る調査等又は第四項の 提出に係

っない。

る確認を行ったときは、 遅滞なく、 当該調査等又は確認の結果を総務大臣に通知しなければならな

V)

(調査機関の指定)

第十三条 には第二十条に規定する調査業務規程を総務大臣に提出しなければならない。 おうとする者 前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、 (外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。 調査等及び確認の業務を行 なお、 申請

(欠格条項)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、 指定を受けることができない。

禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から二年

第二十三条第 項の規定により指定を取り消され、 その 取消 しの日から二年を経過しな

い者

を経過しない

· 者

法人であって、 その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるも

(指定の基準)

第十五条 には、その指定を行うことができる。 総務大臣は、 指定の申 請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められるとき

調査等及び確認の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の

能力を有すること。

法人にあっては、 その役員又は構成員 の構成が調査等及び確認の業務の公正な実施に支障を及

ぼすおそれがないものであること。

三 調査等及び確認の業務以外の業務を行っている場合には、 その業務を行うことによって調査等

及び確 認の業務が不 公正になるおそれがない ものであること。

兀 その指定をすることによって調査等及び 確認の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとな

らないこと。

(指定の公示等)

第十六条 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を速やかに公示する。

5

調査等及び確認の業務の変更

(軽微な変更を除く。) をしようとするときは、あ

かじめ、 総務大臣 に届け出な げけ ればならない。 2

指定調

査機関は、

3 総務大臣 は、 前項の規定による届出があったときは、その旨を速やかに公示する。

(指定 の更新)

第 十七条 指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間 の経 過によって、その効力を失う。

2 第十三条から前条第一項までの規定は、 前項の指定の更新に準用する。

(秘密保持義務等)

第十八条 は職員又はこれらの職にあった者は、 指定調査機関の役員 (法人でない指定調査機関にあっては、 調査等及び確認の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはな 当該指定を受けた者)若しく

(調査等の義務)

らない。

第十九条 指定調査機関は、 調査等又は確認を行うべきことを求められたときは、 正当な理由 がある

場合を除き、遅滞なく、 調査等又は確認を行わなければならない。

(調査業務規程)

第二十条 指定調査機関は、 調査等及び確認の業務に関する規程 (以 下 「調査業務規程」という。)を

定め、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、 同様とする。

(適合要請)

第二十一条 総務大臣は、 認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、 指定調査機関

に対し、実地の調査等を行うことができる。

2 総務大臣は、指定調査機関が第十五条第一号から第三号までに適合しなくなったと認めるときは、

その指定調査機関に対し、 これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを要請すること

ができる。

(業務の休廃止)

第二十二条 きは、 あら か 指定調 じ め、 査 当 機関は、 該 休廃 調 止 が 査等又は 認定制力 度の 確 認の業務 適正な運営に支障を及ぼさないことについて総務大臣 の全部又は一部を休止又は廃止しようとすると

2 総務大臣 は、 前 項の 確認を行ったときは、 その旨を速やかに公示する。

(指定の取消し等)

 \mathcal{O}

確認を求めなければならない。

第二十三条 又は 期間を定めて調査等若しくは確認の業務の全部若しくは一部の停止を要請することができ 総務大臣は、 指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、 その指定を取り消

第十二条第六項若しくは第七項、 第十六条第二項又は第十九条の規定に違反したとき。 る。

二 第十四条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

 \equiv 第二十条の規定による調 查業務規程 によらないで調査等又は 確認の業務を行ったとき。

四 第二十条の提出を行わずに調査業務規程を変更したとき。

五. 第二十一条の規定による要請を受けたにも関わらず、一定期間を経ても適合しない状態が続い

ているとき。

六 前条第一項の 確認を行わずに調査等又は確認の業務の全部又は一部を休止又は廃止したとき。

七 不正の手段により指定を受けたとき。

2 総務. 大臣 は、 前 項の 規定により指定を取 ŋ 消 Ļ 又は 調 査等 又は確認 の業務の全部 又は 部 0 停

止を要請したときは、その旨を速やかに公示する。

(総務大臣による調査等又は確認の実施)

第二十四条 調査等若しくは確認の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合に ら行うものとする。 が 確認の業務の全部若しくは の全部若 あると認めるときは、 しくは 総務大臣は、 部を休止 指定調 第十二条第二項の規定にかか 部 した場合、 の停止を要請した場合又は指定調査機関が天災その他 査機関が第二十二条第一 前条第一 項の規定により指定 わらず、 項の 規定により調査等若しく 調査等又は 調 査 機関 確 認の に 対対 全部 L 調 又は 査等 おい は の事由によ 確 て、 若 認 部 しくは \mathcal{O} 業務 を自 必 り

2 7 V) 総務大臣 る調 査 等若、 は、 前項の規定により調査等若 しくは 確認を行わないこととするときは、 しくは確認を行うこととし、 あらかじめ、 その旨を公示する。 又は 同 項の 規定により行

附 則

算して四月を超えな この告示は 公布 い範 0 日 囲 から施行する。 内に、 お いて別に告示で定める日 ただし、 第三条から第十一条までの規定は、 から施行する。 公 布 の日から起